

令和5年度第5回行政評価委員会 会議録

日 時：令和5年9月20日（水）18時30分～20時45分

場 所：伊予市庁舎4階大会議室

出席者：妹尾克敏委員長、西田和真副委員長、倉澤生雄委員、戸田雅博委員、楠本亜由美委員、山邊彰三委員

事務局：企画振興部企画政策課（向井功・小笠原・向井英・曾我部）

傍聴者：3人

1 開会

会議の成立及び傍聴者が3人であることを確認した。

2 議事

(1) 第4回会議録の確認

第4回委員会では、市民課所管の「マイナンバー事務」を含む四つの事業を審議した。会議録については、各委員において発言内容等に誤りがないか確認を行った後、伊予市ホームページへ掲載する。

(2) 行政評価（外部評価）

評価対象事務事業シートに基づき、担当課から概要説明を行う。その後、担当部長から所管課ごとの事業総括を行う。

No.14 林道管理事業（農林水産課）…………… 2

No.15 農業活性化緊急対策事業（農業振興課）…………… 8

No.16 中山間地域等直接支払交付金事業（農業振興課）…………… 15

(3) 次回の委員会日程

第6回委員会は10月4日（水）18時30分～

第7回委員会は10月18日（水）18時30分～

3 閉会

No.14 林業管理事業（農林水産課）

総合計画：産業振興都市の創造－持続可能な林業・水産業の振興

総合計画の施策を達成するために、計画的・効率的な林道管理を行う。

事業対象：林道における維持管理にかかるもの

事業目的：林業用道路としての機能を保全し森林資源の効率的な整備を図る。

事業内容：伊予市管理林道の路面整正・崩土撤去・側溝清掃、整備開設路線等の用地測量登記業務

予算・決算：当初予算10,774千円、継続費その他1,555千円、決算額12,173千円
（詳細は資料4ページ）

人件費：0.18人工

（農林水産課）

本事業の内容は、市管理林道の路面整正・崩土撤去・側溝清掃及び、整備開設路線の用地測量や登記事務などを行っている。

事業活動の実績を測るため、施工実績件数を設定している。当該年度の実績は、委託業務として6路線の路面整備や倒木除去を実施し、整備が図たことや、水-路改修工事を3箇所実施し、山林斜面の雨水を速やかに排除し、路肩崩壊の防止に寄与したと考えている。

また、林業用道路としての機能を保全し森林資源の効率的な整備を図ることを本事業の目的としており、予算措置件数に対する施工実績の割合を上げることにより適正な維持管理を図るという考え方により、成果指標に施工実績件数を予算措置件数で除した割合を設定している。

当該年度の目標3件に対し、施工実績3件で100%となり、計画どおり実施することができたが、効率的な維持管理や災害防止の観点から現状の把握が重要となるため、定期的なパトロールなどの実施に努めていきたいと考えている。

本事業に対する所属長の一次判定は、市営により林道管理事業を実施することで基盤整備を促進し林業経営の合理化と生産性の向上、農山村地域の環境整備を促進するために有用な事業であり、事業継続と判断している。二次判定においても、一次判定結果のとおり、事業継続と判断されている。

本事業については、車両の通行や路面排水に支障がない程度には維持管理を行う必要があるが、限られた予算内で全ての路線を網羅することは困難という課題が見受けられることから、利用状況や費用対効果などを考慮し、計画的に施工箇所を選定する必要があると考えている。

決算額の内訳は、需用費などの他に、降雨や強風の影響による倒木や崩落した土砂の撤去に係る委託料229万9千円、水路改修に係る工事請負費875万4

千円を支出しており、事業実施に当たっては、0.18 人工の人件費がかかっている。

行政評価委員会委員選定事業となったため、外部評価案件となっている。

(委員)

成果指標を見れば、措置された予算を確実に執行したということが分かる。予算措置件数3件ほどのようにして定めたものだろうか。

(農林水産課)

道路の維持管理のために定期的なパトロールを実施し、路肩の崩壊や水路の詰まり等により道路が損傷している箇所を見つけている。また、林道工事は地元からの要望もあるため、それらを調整しながら、前年度に予算措置する個所を決めている。

(委員)

この事業は、例えば林道整備計画というのがある、それに基づいて順次整備していくというものなのだろうか。そういうものであれば、事業の進捗や効率性を測ることができる。事業を実施してるのは分かるが、効率的に実施できているかどうかを、設定された指標から読み取ることができない。

突発的な崩土や倒木が起こった場合も、この事業の中で対応しているのか。それとも、この事業はあくまで計画に基づいたもので、計画にないものは他の事業で対応しているのだろうか。

(農林水産課)

工事に関しては、前年度にある程度の金額を把握しておく必要があり、3件としている。

維持管理に関しては、見込みの予算を委託料に計上しており、崩土や倒木といった突発的な災害に柔軟に対応できるようにしている。

(委員)

理解した。委託の部分は何が起こるか分からないものであるため、評価するのは難しい。そのため、工事の3件に限定しているのだな。

事業の目的に「効率的な整備」とあるが、この点はどのように考えているのだろうか。現状では、単年度ごとに考えざるを得ないように思う。

(農林水産課)

県営事業として新たな林道を開設している別の事務事業があるが、現時点において、伊予市が林道を新たに開設するという事業はない。

そのため、前年度に計上した林道の整備工事を予定どおり実施しているところは、適正な管理として評価できると考えている。計画的かと言われると耳が痛いところではある。

(委員)

目的にある整備の適切な実施や効率性を追求するには、この指標では難しいという印象である。検討してもらいたい。

(委員)

昨年度の課題に、定期的なパトロールや水路の土砂堆積等の除去を確実に行うことが必要とある。定期的なパトロールでは、どのように確認しているのか。手当が必要な箇所にとりだけ予算措置をしていくか。逆に、予算の範囲内で実施するものの判断基準や線引き、優先順位はどのようにしているのか。

(農林水産課)

路面整正については、基本的には車が通ることができる最低限の状態としている。それ以上は、予算上難しい。また、路線についても優先順位をつけて、優先的なものから最低限の整備を実施している。路肩が危ない等が見つければ、予算要求をして例年以上の予算措置をしているが、基本的には毎年ほぼ同額の予算となっている。

予算措置された工事が3件であるが、複数年にわたり継続実施している工事が含まれている。例えば、毎年何メートルずつ、複数年かけて水路改良しているものもある。基本的には予算の額に合わせた整備になってしまうが、どうしても危険度が高いものについては、追加で要望をするようにしている。

(委員)

地元からの要望というのは、どのような流れで出てくるのか。私が区長をしていたときに、整備が必要な箇所があるかアンケートがあったような記憶がある。

(農林水産課)

それは、林道からつながる地元が使う道に対する原材料支給事業に当たるものである。生コンクリートで舗装したい道や水路があるか、毎年地元に対して要望調査をしている。要望書が提出され、採択要件に合致したものに対し、1か所当たり年間上限30万円を支給している。

(委員)

一般的な市民にとって、林業はなかなか身近にあるものではなく、ピンとこない部分も多い。ただ、一次産業の中においても、見直しが進んでいる分野であるため、今後も市の関与が必要な重要事業であると思う。引き続き、整備に努めてもらいたい。

(委員)

予算額と件数の関係について。前年度は実績が6件で、当年度は3件。前年度決算額が1,700万円弱で、当年度は1,200万円強。これは、先に予算の金額

があり、それに合わせて工事件数を挙げているのか。それとも、やらなければならない工事件数があり、それに合わせて予算措置をしているのか。どちらなのだろうか。

(農林水産課)

工事については、対応しなければならないものを予算計上している。そのため、年度によって変動がある。

維持管理については、ある程度一定の予算を計上しており、倒木や崩土などの予期せぬ事象に対し緊急対応している。

(委員)

昨年度の課題、それに対する具体的な改善策、今年度の途中経過、事業成果・工夫した点、事業の苦労した点・課題。ここに記載の内容が、令和2年度から令和4年度まで、ほぼ同一の内容である。これは一体どういうことなのか。どう考えてもおかしいと思う。

(農林水産課)

本市が管理している林道が32路線ある。林道が山間にあるため、単年度で一気に課題が解決できない。整備できる範囲が一部分に留まることによって、維持管理に係る問題点・課題を慢性的に抱えている状況である。

(委員)

その点は、昨年度の課題・今年度の課題というものではなく、この事業のテーマそのものだと思う。それらを解決していく上で、どのような問題点・課題が出てきたのか。それらに対してどのように改善していこうという意思があり、実際にやってみてどうだったのか。そういうことが書かれないと意味がない。

事務事業シートが求めている記載内容と実際に記載している内容がアンマッチングの状態である。今のままでは、単なるコピー&ペーストではないかと思われても致し方ない。少なくとも外部から見ると、そういう状況である。事務事業評価そのものが、継続しているうちに形骸化してしまい、前年度の内容をコピーしておけばよいという状態になっているのではないか。実際に何を行い、どのような工夫をして、どういう改善事項が出てきたか。それに対してどう対応したか。毎年毎年、真摯に向き合えないと、結局ただ紙を作っているだけである。

(農林水産課)

毎年同じような課題があり、それに対応しているが、正直なところ対応し切れていないのが実情である。

そのため、毎年同じ課題、結果になってしまっている。委員御指摘のとおり、より具体的な内容となるように、記載内容を検討したい。

(委員)

実際にしたことを素直にそのまま書く。実際にできたこと、できなかったことをある程度明らかにする。そして、新たに見つかった課題や解決策を書き込んでいかなない限り、評価シートから事業の本質を読み取ることはできないだろう。

形骸化を防ぐためには、一次判定や二次判定を今以上に厳格に行う。もしくは、行政評価を所管する部署が全件点検する。そういうことが必要に思う。伊予市では長い間行政評価をしてきたため、少しこの仕組みを見直す時期にきているのではないかと思う。

(企画政策課)

行政評価の形骸化については、所管している企画政策課の責任である。形骸化していると言われても仕方がない状況である。

昨年度の議会において、行政評価自体が職員に対し、かなりの負担となっているのではないかという指摘もあった。そういう点も踏まえ、行政評価のあり方を検討したく考えている。500以上の事務事業を毎年全て実施するのではなく、事業によっては3年に1回の評価サイクルにする等、メリハリをつけた形に見直したい。また、職員研修等を通じて行政評価を実施する意味を伝えていき、職員が真摯に向き合うことができるようにしていきたい。

御指摘の点については、しっかりと反省をして、より良い行政評価になるよう努めたい。

(委員)

事務事業評価シートの作成については、かなりのコストをかけているのだろう。このコストに見合うだけのものが得られるのか、得られないのかという観点で、今後どうするのかを検討してもらいたい。

(委員)

補足資料1ページに工事・業務箇所が九つ掲載されているが、どれが緊急で実施したものか、どれが計画的に実施したものか教えてもらいたい。

(農林水産課)

箇所番号の7番・8番・9番が計画的に実施した工事である。それ以外が、緊急対応したものである。

(委員)

指標について。100%になるのが当たり前である。限られた予算であるため、整備が必要なところを全て洗い出しても、墓穴を掘るようなものである。できないことに力を入れるのは無駄な作業である。

ただ、緊急対応で整備した箇所は、そこを利用している人もいて、助かっているのだと思う。そういう点を指標化するのは難しいと思うが、全く無駄なことをやっているわけではないため、何か形で表せないかなという気がする。

林道管理は大変だろうが、地元の人や利用する人のためにも継続してもらいたい。

(委員長)

言葉の使い方について。支障木の撤去と倒木の除去。この差は何か。

また、補足資料について。箇所番号7番・8番の排水路の改修工事は、令和3年度の施工済区間と令和4年度の工事施工区間が掲載されているが、工区を分けて複数年度にわたり実施するものか。要するに、全部の領域にわたって改修を必要とするが、工事の完了には複数年度が必要という理解でよいか。

(農林水産課)

お見込みのとおりである。

支障木の撤去は、倒木があったが、道路までは落ちこなくて、車が通過するのに支障となる高さまで倒れてきたというイメージである。倒木の除去は、倒れてきた木によって道が全く通れない状況になってしまった状況である。

(委員長)

予算規模からいって、この事業の使命は、林道のメンテナンスである。メンテナンスをそんなに几帳面にやっているのは切りがない。だから、予算の枠内中で何をどうするかは、担当課で優先順位をつけて臨んでいるのだろう。きっと達成感のない事業であると思う。

(農林水産課)

確かに予算が限られているため、ここまでやりたいと思っても、これだけしかできない。維持管理事業であるため、どうしてもこのようになるのは仕方ないこと。

大規模な林道の開設や改良になると、別の事業で年度計画を立てて実施するため、技術職・専門職としては正直そちらの方が面白いのだろう。

(委員長)

この程度の予算で全てメンテナンスしようという方が無理だと思う。

(産業建設部長)

本事業は、基本的には新設ではなく、維持管理を行う事業である。維持管理の一番の目的は、利用者の安全を守ることである。限られた予算の中で、必要最小限、事故を起こさないような整備をすることが重要であると感じている。その中で、一番大切なのは、日々のパトロールや協力者からの情報提供であると思う。今後も引き続き、事故のないように林道管理に努めたい。

No. 15 農業活性化緊急対策事業（農業振興課）

総合計画：産業振興都市の創造－魅力ある農業の振興
魅力ある農業の振興のための諸施策

事業対象：JAえひめ中央（各事業実施農業者）

事業目的：本市の農業活性化に貢献するため、特産果樹優良品種の導入や生産技術向上による産地化の推進、安全な農産物の生産振興を図るための土づくり等について対策を講じることを目的とする。

事業内容：・特産果樹優良品種導入事業（苗木の購入費補助）
・特産果樹高品質生産体制整備事業
（高齢農家栗剪定作業の受託補助）
・土づくり体制整備事業（バーク堆肥の購入補助）

予算・決算：当初予算4,325千円、決算額3,746千円
（詳細は資料8ページ）

人件費：0.16人工

（農業振興課）

本事業の内容は、特産果樹優良品種導入事業において苗木購入費への補助、特産果樹高品質生産体制整備事業において栗選定作業受託費への補助、土づくり体制整備事業においてバーク堆肥購入費への補助を行っている。

事業活動の実績を測るため、各実施面積を設定している。当該年度の実績は、全体の実施面積として799,519㎡である。

また、本事業においては、えひめ中央農協を事業実施主体とし、本市の農業活性化に貢献するため、特産果樹優良品種の導入や生産性向上による産地化の推進、安全な農産物の生産振興を図るための土づくり等について対策を講じることを目的としている。本事業の計画面積に対する実施面積を測定することで、生産体制の整備や優良品種の導入等についての効果を測るという考え方により、成果指標において、当該年度の苗木植栽、栗剪定、バーク堆肥投入の計画面積に対する実施面積の割合を設定している。当該年度当初の目標面積822,329㎡に対し実施面積799,519㎡（97.2%）となっている。優良品種の苗木改植、高齢農家支援による耕作放棄地の発生防止、新植による園地の若返り、堆肥の投入による土壌改良、産地の維持、活性化に貢献するものと考えている。

本事業に対する所属長の一次判定はAであり、本事業の目的に対して一定の成果を納めていることから事業の方向性を継続としている。また、本事業は予算の範囲内で、地域の特性や実情を踏まえ、多様化する営農活動に対して、何が必要であるか常に模索する必要があると考えている。

なお、直接事業費は当初予算額432万5千円に対し、決算額374万6千円となっている。決算額の内訳は、実施した農家数や更新または導入した苗木の品種等について記載している。事業実施に当たっては、0.16人工の人件費がかかっている。

行政評価委員会委員選定事業となったため、外部評価案件となっている。

(委員)

事業の対象が、JA えひめ中央（各事業実施農業者）となっている。また、補足資料には、事業の実施主体がえひめ中央農業協同組合となっている。本事業は、市がJAにお金を渡す事業なのか。

(農業振興課)

お見込みのとおりである。

(委員)

では、活動指標である特産果樹苗木植栽面積や高齢農家栗剪定園地面積、パーク堆肥投入面積の予定値は誰が計画しているのか。

(農業振興課)

JAから上がってきた計画数値である。

(委員)

JAから来年度はこうしたいという数値が出てきて、それに対して取組をするから、実績値が高くなるのは当然である。JAに全て任せている事業であり、市の工夫はどこにあるのだろうか。

(農業振興課)

JAにお願いしているのは、あくまで農業者の契約の取りまとめであり、それらに対して補助金を出している。例えば苗木の事業であれば、その時期によって特産品となりうる果樹は変わっていく。今後真に増やしていくべきものあるいは生産を継続しなければならないものを設定するなど、内容を精査していくことによって市の工夫がなされていると考えている。

(委員)

内容を精査しているという部分が事務事業評価シートから読み取れない。このままだと、JAが計画を上げてきたことに対して、実際これだけの事業が行われたということを示しているだけである。活動指標を見直したり工夫したりして、見える化してもらいたい。

事業成果・工夫した点に「地域から対象品目等の新たな要望がない」とあり、事業の苦労した点・課題の内容には「真に何が常必要か常に模索していく必要がある」とある。つまり、地域から新たなニーズがなく、何をしてよいか模索し

ているような状況。この事業が本当に必要なのだろうかと感じてしまう。この記載内容は、あまりよろしくないだろう。

(委員)

JAへの丸投げという感じ。活動指標の内容について。農家に補助金が出るから、いくら利用するかをJAが取りまとめる。そして、JAがまとめて市に申請して、補助金が支出されるという流れでよろしいか。

(農業振興課)

お見込みのとおりである。

(委員)

最近、JAから肥料価格の高騰対策支援事業ということで、費用を少し補助するという案内があり、とても助かった。この取組も本事業の中で実施されたものなのだろうか。それとも、別事業だろうか。

(農業振興課)

肥料の高騰対策について、新型コロナウイルス関連の交付金を活用して愛媛県が制度設計した事業である。

本市でも新型コロナウイルス関連の交付金を活用して各種事業を実施しているが、本事業はそれに該当しない。本事業はコロナ禍以前から実施しており、対象品目を変えながら継続している。

(委員)

栗についての記載が目立っているが、栗以外のものも対象になっているのか。

(農業振興課)

柑橘が8種類、落葉果樹が3種類、常緑果樹についても苗木の補助をしている。

(委員)

事務事業名が農業活性化緊急対策事業となっている。緊急とあるため、今すぐにも何か対策して改善しなければいけない内容のものかと思った。ただ、事業は平成17年度から開始されており、緊急的に何をしなければならない事業なのか分かりにくい。

事業名に緊急という言葉を実際に入れなければならないのか。

(農業振興課)

本事業が制定されたときには、国や県が実施している苗木等の事業からこぼれ落ちたものを、継続して何らかの支援ができないものかと緊急的な対応をしたため、このような事業名称になったのではと推察している。

その後も継続事業として実施しているため、同様の名称を使っているのが実情である。

(委員)

私も栗という文字が目についた。伊予市の農業は、決して栗や柑橘だけではない。農業の対策を実施しているのは分かるが、もっと広い範囲をカバーできないものなのだろうか。

(農業振興課)

補足資料の11ページをご覧ください。柑橘は宮川早生・興津早生・石地早生・せとか・デコポン・愛果28号(紅まどんな)・甘平・愛果48号(まだ市場流通していない。育成中のため、来年頃から出始める新品種)である。また、落葉果樹は栗(銀寄など6種類)・キウイ・ブルーベリーであり、常緑果樹はビワを対象品種としている。

それとは別に、栗の剪定事業があるため、本市の特産として栗を狙っているのだろう。また、パーク堆肥の補助に関しては、野菜などにも使えるものであるため、本市で作っている品目がある程度網羅できているものと考えている。

(委員)

事業の目的は、大きく分けて三つ。特産果樹優良品種の導入・産地化の推進・土づくり等の対策である。それに紐づく形で、活動指標を設定しているのだろう。

ただ、この活動指標を見て分かる人がいるのか疑問である。面積を出されて何が分かるのだろうか。正直言って私にはさっぱり分からない。今の指標では、地域課題の対策として本事業がどれほど貢献できているかを測ることはできないだろう。

書かれてる目的はよいのだが、その目的がどの程度実行されたのかが、誰の目から見ても見えてくるような表現が必要である。難しいことだろうか。

(農業振興課)

本事業が、生産量に対してどれほどの効果があったのかを測定できるのが一番よいのだろう。ただ、苗木であるため、3年から5年ほど育成期間がかかる。そうでないと、果樹が獲れない。

(委員)

そういうことではない。例えば、苗木をこの程度は新しい品種に変えていきたいという今後の全体的な計画があって、継続的に今期は何%実施できてクリアできているかといったもの。

全体がよく分かっていないため、面積を活動指標に設定されると、本事業がどの程度の効果を持っているのか全く見えない。どこまでいっても面積でしかない。目的を達成しているかもしれないが、それが市内の農業にどの程度貢献

できているのか見えてこない。そういう点で、指標の設定には工夫が必要に思う。

(委員長)

要するに、補助を要望している農家が JA を通じて手を挙げた人に対する補助ということか。

(農業振興課)

お見込みのとおりである。ただ、複雑にはなるが、苗木の事業であれば、本事業よりも補助率の高い国の事業がある。基本的には国の事業を申し込むのだが、そこからこぼれ落ちた人や国の事業の対象とならない品目を産地維持のためにカバーしている。

全体的な面積を減らさないことも重要であるため、例えば5年後の品種ごとの園地面積を指標とすることは可能かもしれない。引き続き、検討したい。

(委員)

活動の指標を前年度と比較すると、栗の剪定事業はかなり減少しており、パーク堆肥は増加している。これは何か理由があるのだろうか。

(農業振興課)

栗については、年々園地面積が減少している。パーク堆肥は、肥料価格が高騰しているということもあり、需要が増えたのではないかと考えている。

(委員)

昨年度の課題に対する具体的な改善策の記載内容は全く具体性がない。栗の産地体制の見直しのために、具体的に何を見直したのか。それから、高品質化に取り組むために何をしたのか。もう少し踏み込んだ記載がほしい。

本取組を継続すれば、大丈夫という内容であるが、果たして事務事業シートが求めているものに合致しているのか、非常に疑わしいと思うのだが、いかがだろうか。

(農業振興課)

御指摘のとおりである。本事業については、あくまでも苗木と栗の剪定、パーク堆肥に関するものであるため、それだけで具体的な改善策を挙げるとなると、他の事業や指導と組み合わせた内容になってくるだろう。

(委員)

課題に対して答えられないというのであれば、課題としてどうなのだろうか。課題として挙げているから、それに対してどう改善策を講じたのかという流れがある。ここに記載されるのは、あくまでも現場として事業を実施して出てきた課題のはずである。それに対して、当該年度にどう対応したかを書くだけのことである。書けないこと自体が課題としてどうなのだろうかと思う。

(農業振興課)

記載内容も含めて再検討し、読み取りやすい形としたい。

(委員)

事業の苦勞した点・課題について。更なる地域農業の活性化を図るため、地域の特性や実情を踏まえ真に何が必要か模索していく必要があると記載されている。この内容は前年度の評価でもほぼ同じ記載となっている。

毎年同じ課題が記載されるのは、どうなのだろうか。継続課題があるのは仕方ない。ただ、模索した結果、どうなったのかを書き切らないと意味がない。

ここには書かれていないが、実際に模索して何か出てきたのだろうか。

(農業振興課)

事業内容の見直し等は毎年実施されるものではない。ただ、表記の内容は工夫できるだろう。品種を見直した年にはその内容を記載するなど、分かりやすさを出していきたい。

(委員)

事業費について。当初予算額 430 万円に対し、決算額 370 万円で執行率が約 85%。その一方で、事業の苦勞した点には「限られた予算の中で何かしていかないといけない」と記載がある。限られた予算の中と言いながら、どうして予算が余ったのだろうと単純な疑問がある。何かできることがなかったのだろうか。補助の申請がなかったためなのだろうか。

(農業振興課)

当該年度は、申請のあったものは全て補助できている。どうしても予算の上限が決まっているため、その範囲内での支援となってしまふ。年度によっては、申請が多くて、翌年度に回ってもらふようなこともあった。

補助金という性質上、あくまで一部を補助するものであるため、自己負担も発生する。当初は手を挙げていたのだが、いろいろと考えた結果、申請を取り下げるケースが増えてきている。

また、改植を行う時期であったり、経営拡大のタイミングであったり、さまざまな理由によって申請が取り下げられている。

(委員)

どうして一般財源で実施するのかという疑問があったのだが、国の事業に入らない人を救うという意味で取り組んでいるということを知って合点がいった。

栗剪定園地面積を見て、38 町歩も実施しているのはすごいと感じた。

市が農家に補助金を出して産業政策で実施している。しかも単発ではなく、JA を絡めて複数年にわたり取り組んでいる。少なくとも JA が絡んでいるのであれば、補助金の成果や効果について、農家に意見を出してもらふのもよいだろう

う。言葉で出されたものを数値化するのは難しいと思うのだが、次につながる何かのヒントになるように思う。

(委員長)

この事業の主たる活動は補助金交付である。例えば、苗木1本当たりの補助金額や補助率をもう少し高くするということを考える余地はあるのだろう。

ただ、基本的に、営農指導も含めてJAの間が携わっているわけであるから、そこに下駄を預けざるを得ないと思う。

全体的に焼け石に水という感じである。高齢農家が増えてきて、手を上げる人が相対的に少なくなるのは致し方ない。

栗は実がなって、それを商品にするまでに様々な手間があった大変に思うが、そういう途中段階での補助金はないのだろうか。苗木購入だけのものか。

(農業振興課)

剪定作業に関しても補助を出している。例えば、剪定から始まり、摘果、防除など様々な過程があるが、本事業が現時点で実施しているのは剪定作業のみである。栗は大木になるため、高所での剪定は高齢者にとってかなりの負担となっている。そこを補助することで、高品質生産の栗を下支えするという考え方で、剪定作業に限定している。

例えば、真に必要なものが防除であるということであれば、そちらに切り替えていくことも必要である。ただ、誰がそれを担うのかという問題がある。現在、栗の剪定に関しては、中山の農業者協議会がJAを通じて受託してもらっている。そういう点で、剪定であれば組織立った取組ができる土壌があるため、そこに支援しているということである。

(委員長)

補助金額や補助率の見直しなどは、今後の課題として視野に入れておいてもらいたい。

(産業建設部長)

農業関係の事業は漢字ばかりが並んだ事業名が多く、市民からすれば、一体どのようなことをしている事業なのかと非常に悩むだろうと思う。本事業の内容や目的については、漢字ばかりの表現ではなく、市民が見て分かりやすい表現にしていくことが大切だと思っている。

御指摘のあった昨年度の課題や改善策、活動指標等についても、もう少し身近に感じられて分かりやすいものを検討していきたい。

No.16 中山間地域等直接支払交付金事業（農業振興課）

総合計画：産業振興都市の創造－魅力ある農業の振興

魅力ある農業の振興のための中山間地域対策

事業対象：中山間地域等直接支払制度集落協定（協定参加農業者）

事業目的：農業生産の不利地域である中山間地域等においては、高齢化の進展等により荒廃農地が増加することによる水源涵養、洪水防止機能の低下防止を図る必要があるため、農業生産等の維持・確保について取組む集落等を単位として締結した協定に対し、交付金を交付することで、多面的機能の維持・確保を図ることを目的とする。

事業内容：・地域振興法で指定された地域で、基準を満たした農用地を対象として、集落等を単位とした活動の取組を締結した協定に対し、5年間（R2～R6）国交付金を交付する本体事業

・交付金交付に要する事務的経費である同じく国庫の推進事業

予算・決算：当初予算77,886千円、補正予算額141千円、決算額76,374千円

（詳細は資料12ページ）

人件費：0.65人工

（農業振興課）

本事業の内容は、中山間地域等において、集落等を単位とする協定を締結し、事業期間5年間（R2～R6年度）農業生産活動を継続する場合、国庫事業として交付金が交付されるものである。

事業活動の実績を測るため、交付対象農用地面積を設定している。当該年度の実績は、77協定が取り組んだ実施面積711.3haとなっている。

本事業においては、各集落協定を事業実施主体とし、高齢化が進展し、荒廃農地の増加等により、農業・農村の有する水源かん養機能、洪水防止機能といった多面的機能の低下が特に懸念される中、農業生産の維持を通じて多面的機能を確保するため、集落等が協定に基づいた農業生産活動を継続することを目的としている。本事業の対象農用地面積の増減を測定することで、中山間地域における農用地の保全、農業・農村の有する多面的機能の確保に関する効果を測るという考え方により、成果指標において、前年度の対象農用地面積に対する当該年度の対象農用地面積の割合を設定している。前年度の対象農用地面積712.8haに対し、当該年度対象農用地面積711.3ha（100%）となっている。

耕作条件が不利である中山間地域に対し、本事業を活用することで、高齢農業者も安心して参加できる地域ぐるみの取組を推進し、農地の保全や多面的機能の維持、確保に効果が認められると考えている。

本事業に対する所属長の一次判定はAであり、中山間地域を多く抱える本市

において不利な耕作条件を補正するため、事業の方向性を継続としている。

本事業は、現在、第5期対策の中間評価を終え、令和7年度からの次期対策に向けた準備を計画的に進めていく必要があると考えている。

なお、直接事業費は当初予算額7,788万6千円、補正予算14万1千円に対し、決算額7,637万4千円となっている。決算額の内訳は、事務事業補助シートにあるとおり、交付金本体、事務費及び地域別の取組内容について記載している。事業実施に当たっては、0.65人工の人件費がかかっている。

行政評価委員会委員選定事業となったため、外部評価案件となっている。

(委員)

成果指標の実績値が100%程度となるのは当然である。

市としては、この交付金の対象となる事業・集落について、何をどの程度まで目指しているのだろうか。現状を目一杯と考えて、この事業を回していくのか。それとも、本当はもっと対象となる集落があり、そこを事業対象にしていきたいのか。市の方向性が全く分からないため、どのように判断すればよいか分からない。

(農業振興課)

事業の内容に記載しているとおり、本事業は国費事業であり、対象期間が5年間という一定の区切りがある。令和4年度は対策の中間地点であり、増えたり減ったりは基本的にはないタイミングである。期間途中で参加することも可能であり、死亡や病気といった特別な理由によって離脱することも可能な制度ではある。本事業は平成12年から継続して5年区切りで事業を実施しているが、期の切り替わりごとに減少しているのが実情である。

とりあえず、現在取り組んでいる各集落に対しては、この期間中は離脱しないように頑張ってもらおうとともに、次期6期対策に向けて引き続き活動を継続してもらえよう、市としても強く要望をしているところである。

(委員)

この事業は、条件の悪い中山間地域の多面的な機能の維持確保を図ることが目的である。市としては現状をどう捉えていて、多面的機能をまだうまく果たせていないからテコ入れをしたい。あるいは、今の伊予市の状況から考えると、もう十分。もう目一杯。これ以上は増やす気はないという考えなのか。どちらなのだろうか。

(農業振興課)

交付金を投入してでも守るべき農地であり、取組範囲が広がれば広がるほど、農村の有する多面的機能が大いに発揮され、中山間地域以外の住民へも恩恵が

広がっていくという趣旨の制度であるため、市の方向性としては広く活用してもらいたいと考えている。

ただ、実際の農業や制度において取り組まなければならないこと、制度で定められている選択的に取り組むべき活動に関しては、あくまで農業者がしなければならない部分となっている。補助金の申請に関する事務手続への支援や営農や水路管理等における側面的な支援は行政ができるかもしれない。あくまで活動の中心は農業者であるため、市からいくらプッシュしてもなかなか困難な状況があることはご理解いただきたい。

(委員)

事業の実質が、地域に住んでいる人々であるのは分かった。

ただ、市としては本制度を活用して、その目的を達そうとするのであれば、どのような働きかけをして、どのような成果につながったのかが分かるような指標が出てこないと判断できない。この事業が思ったように進展しているのか、それとも進展していないのか全く分からない。ただ国の制度があるから実施しているとしか見えない。市として取り組む事業であるため、何らかの意図や目的があって、そのためにお金を使っているのだろう。実際に取り組むのは、地域の人であるというのには理解できるが、事業の全体像や市の目指すべき姿が見えてこない。事業は動いてはいるのだろうが、動いてる方向が正しい方向に向いているのか、動きとして十分なものが判断できない。そこが見える工夫をしてもらいたい。

補足資料の12ページ。体制整備は協定によるものであるため、集落が二つなのは理解できる。ただ、基礎(×0.8)については、よく分からない。この点を説明してもらいたい。

(農業振興課)

交付金の算定に当たっては、対象農用地の面積とその交付単価に応じて算出される。基礎(×0.8)については、いわゆるベーシックな活動をした場合には交付単価×0.8の金額が集落に対して交付される。体制整備単価は、もう一つ前向きな取組を行う集落に対し、基本単価どおり10割を交付するというものである。

(委員)

理解した。令和4年度では、全部で77の協定がある。市としては、これを良しと評価するのか、それともまだまだ余地があると評価するのか。

(農業振興課)

南山崎から中山・双海にかけてのいわゆる中山間地域と呼ばれる集落において、取組ができる形が残っているところは全て網羅できていると考えている。

あとは、それらをどれだけ減らさないようにしていくのか。もう一つは、旧伊予地区から南伊予地区にかけての山瀬の辺りは未着手の部分が多く、どのように取り組んでいくのか。と言うのも、他の直接支払制度の交付対象にも該当する地域であるため、重複してその制度に取り組むことは可能である。果たして中山間の直払制度を入れる余地がその地域に残っているのか、どうなのかというところは現在測定中である。

平成 22 年頃は 1,049 ヘクタールの面積があった。期間中の継続してやらなければならない 5 年間は、それに近い数字を維持できるのだが、次の協定を結ぶときには、まとまった離脱等もあって、徐々に右肩下がりに面積が減少している。

この点については、補助事業があることによって、逆にこれだけの面積の多面的機能の維持が図れていると考えている。可能であればもっと増やしたいところではあるが、集落に協定を結べるだけの人数がいなかったり、高齢化等が進展したりということもある。

集落に人がいる間に後継者を作ってもらい、現協定の 10 年が終わり再度協定継続のお願いをする際に、この面積をなるべく減らさないというのが一番重要であると考えている。

(委員)

かなり目一杯の状態であり、担える力の方がギリギリであるため、これ以上求めにくいというのは理解できた。

いかに減らさないかということが最大の課題ということであれば、そのためにどのような努力をしたのかが分かるような活動指標を設定できないだろうか。そういう視点を盛り込んでもらいたい。

また、説明のあった内容は、この場で聞かないと全く分からなかったため、評価シートでも読み取れるような工夫をしてもらいたい。

(委員)

集落において、この事業の役員をしている。毎年、活動日誌をつけて、記録写真を撮って報告している。

補助金を使って重機を雇って、集落の整備ができる。これがなかったら、人力でやらなければならない。高齢化の進んだ小さな集落ではあるが、何とか維持できており、非常に助かっている。

財源内訳について。国庫支出金はなくて、県支出金に金額が入っている。そして、一般財源にも金額が入っている。私は国からの補助金だと思っていたのだが、この点について説明してもらいたい。

(農業振興課)

国の事業ではあるが、国が事業執行するに当たって地方公共団体も合わせて支出する必要があるという制度の立てつけがある。負担割合は、国が2分の1、愛媛県と伊予市が4分の1ずつである。この国費が愛媛県を經由して伊予市に入ってくる間接補助事業である。

(委員)

直接事業費の内訳について。交付金は分かるが、支援業務委託料等ということで200万円ほど支出されている。これはどのようなものか。

(農業振興課)

これは、システム管理に係る経費である。図面の内容や面積、その他資料の管理はシステムで行っているため、そのシステムの保守などの委託料を計上している。この経費も推進交付金ということで、一部を国費による支援を受けている。

(委員)

理解した。ぜひ今後も継続して実施してもらいたい。

5年という縛りは、非常に大変である。自分が申請した農地は、草刈り等の世話をしっかりしなさいというのがかなり厳しい。期間が終わったら、次の5年間は無理かなというのが本音であり、それを何とかして継続させるのはもっと大変である。地域の実情はそのような感じである。

(委員)

少し話は逸れるかもしれないが、こういう交付金事業の取組が、高齢化や担い手不足という地域課題を解消してくれるわけではないと思う。5年間経過したら、その次はできないかもしれないと考えている人もたくさんいるだろう。

最近、企業化して農業に取り組んでいる人も結構いると聞いた。そういう企業と農家をつなげて取組を進めていくということを伊予市として力を入れてみるのはどうだろうか。今の農業を支援するだけでなく、つなぐ事業があってもいいのではないだろうか。

(委員)

総合計画における本事業の役割に「魅力ある農業の振興のための中山間地域対策」と書かれている。一方で、事業の方向性には「中山間地域における農業耕作条件の不利を補正することを目的とした事業」とある。

制度が説明されたパンフレットを読んでも、魅力向上のための事業とは思えない。中山間地域の抱えるマイナスの部分や不利を何とか補っていこうという事業なのだろう。

課題と改善策について。「更なる制度、趣旨説明を行い」や「わかりやすい説明に努める」と記載があるが、この対象者は中山間地域で農業に従事している住民ということではよろしいか。

(農業振興課)

集落に対しての説明である。

(委員)

先ほどからの説明を聞いていると、もう違う段階の課題に向き合わないといけないのではないか。制度の説明や趣旨は十分にできていて、地域の人たちはそれなりに理解しているのだろう。むしろ違う課題が今の段階だと思われるが、どのように考えているのか。

(農業振興課)

本事業の制度そのものは深く浸透していると思われる。ただ、制度が厳しくなったり手続きが簡素化されたりと期毎に制度が少しずつ変わっていくため、変更点を農業者に伝えていくことは重要であると思っている。

また、離脱した集落がまたやってみようかと取組が復活する場合もあるため、改めて制度説明をしていく必要がある。ここに記載の課題は、この点を言及しているのだろう。

私も本来の課題はそこではなくて、人口減少の対策や温暖化による植生の変化などのように思う。それらにより、維持管理に非常に労力を要するようになっている。これらの課題について、何ができるのか対策を検討したい。

(委員)

私としては、自己判定の事業の苦勞した点・課題に記載のある「引き続き集落に対するきめ細やかな支援」という方が、課題として妥当なのだろう。対象者に対して、制度の説明をするのは担当者として当たり前のことである。それを前年度も同じように課題として挙げていて、非常に違和感を覚えた。

この事業は農業をやっていない人間にとっては分かりにくいものである。中山間地域等直接支払制度のパンフレットのおかげで、この制度をある程度理解できたと思っている。交付金を受けられる活動に①農業生産活動等を継続するための活動と②体制整備のための前向きな活動の2種類がある。伊予市において、前向きな活動は何件ぐらいあるのか。

(農業振興課)

パンフレットの5ページにある集落戦略を作成することにより、体制整備単価を受けて活動ができるようになっている。第5期対策においては、市内の九つの集落が該当している。

(委員)

集落戦略のフォローアップはどのようになっているのか。当初の予定どおり進んでいるのか、そうでないのか。戦略の進捗をチェックする機能はあるのだろうか。

(農業振興課)

6年から10年後、この農地がどうなるのか、どうあるべきなのかという将来像を、集落内の参加者で話し合い作成するのが集落戦略である。取り組みをしている集落に関しては、令和3年度で作成したところである。

その後については、集落において継続した話し合いがなされていると思うのだが、真に確認が必要となるのは、次期対策以降である。

(委員)

この事業そのものは、平成17年度から実施している。過去におけるチェック機能はどうだったのか。

(農業振興課)

集落戦略の作成が求められるようになったのが、令和2年度からであるため、その進捗管理は今後行っていく。

(委員)

この制度があるから、中山間地域がある程度の維持ができるのだと思う。なかったら、かなり荒れた状態になるのだろう。伊予地区から南山崎地区の山側が対象地域と話があったが、高速道路より上にある農地等は再生不能な状態になっている。

地区内における草刈り等の保全活動も厳しい状況である。高齢者が出てきて頑張って草刈りをしているが、次の世代に何とか出てきてもらい、つないでいかないといけない。地域の状況が瞬く間に変わってきている。コミュニティがうまく機能していない。若い人たちがうまく入ってくれるような制度にしないと活動を継続するのは難しいだろう。

この制度があるから一定程度守られているということは間違いない。より有効活用できるように、そして集落へ他地域の好事例を提供しながら、自主的に活動が広がっていくアイデアを探してもらいたい。

(委員長)

現時点で、伊予市全体の田畑のうち、どの程度の割合が中山間地域にカウントされて、直接支払制度の対象になったのか。

(農業振興課)

カウントできるとは思うが、本日は数字を持ち合わせていない。

(委員長)

申請は手上げ方式とは言え、伊予市全域に占める田畑の総面積のうち、何%が中山間地域に該当していて、この制度が適用されたところがどのくらいあるのかというのは、把握しておくべきだと思う。

交付金の負担率が国2分の1、残り2分の1を県と市で負担ということである。協調的交付金ということで、市が参加しないという判断はできない。そういう切り口からも、農業生産条件の不利な中山間地域等に徹底的にテコ入れするのだと、集落の人たちに分かりやすく伝える工夫が必要である。

また、有害鳥獣と中山間地域の兼ね合いについても、合わせてアナウンスしていく必要がある。人間は高齢化すると、仕事するのが億劫になってくる。能力があっても、気持ちの問題が大きい。そういうことも踏まえて、交付金では有害鳥獣の駆除についても対応できるという追加的な情報を伝えていくことが不可欠である。

(産業建設部長)

中山間地域等直接支払事業だけを取り上げると、なかなか難しいところもある。農業振興課には様々な補助事業があり、それらを組み合わせた形で農業関係の対策を行っている。

最終的には農業の担い手不足を解消する・農地を守っていくことを目指して、様々な事業を展開しているものであるため、成果指標・活動指標と事業の目的・内容の関連性については分かりやすくなるように記載内容を検討したい。